

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

木々の枝が繁茂する季節となり、沿道の樹木の枝が歩道・車道へと張り出している箇所が見られます。張り出した枝等により事故が生じた場合には、樹木所有者の責任となります。

道路上空への枝のはみ出しや立ち枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への張り出しなどが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をとられますようお願いいたします。

問 国・県道：茨城県常陸大宮土木事務所 道路管理課 ☎52-3152
市道：常陸大宮市役所 土木建設課用地・管理G ☎52-1111 内線222・227

常陸大宮市障害者基幹相談支援センターの愛称名が「エール」に決まりました

常陸大宮市障害者基幹相談支援センターの愛称名が「エール」に決まりました。

障害者基幹相談支援センター「エール」は、障がいをお持ちの方の相談やご家族からの相談を受け、必要な情報提供および助言、障がい福祉サービスの利用相談支援などを総合的に行います。

相談支援例

- ・日常生活の困りごと
- ・福祉サービスの利用について
- ・各種制度の紹介
- ・専門機関の紹介など

問 障害者基幹相談支援センター「エール」（市役所1階） ☎58-5855

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証について

【介護保険負担割合証について】

「介護保険負担割合証」は令和3年7月31日で有効期限が終了となります。

令和3年8月1日から使用する新しいものについては、7月下旬に郵送しますので、介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

【介護保険負担限度額認定証の申請について】

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については負担軽減を行っています。現在お持ちの「負担限度額認定証」の有効期限は令和3年7月31日までとなっておりますので、8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いいたします。

[令和3年8月から、介護保険負担限度額認定証の対象者の要件が変わります。]

- 第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- 第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人
- 第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人超120万円以下の人
- 第4段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人

※また、預貯金等が利用者段階別の一定を超える人は該当しません(世帯分離をしている配偶者も含む)。

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える人
- ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える人
- ・第3段階：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える人
- ・第4段階：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える人

問 本庁 長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線174